

令和7年3月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和7年3月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和7年3月3日（月）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第32号 教育長の兼業について
議案第33号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第34号 市川市特別支援教育推進計画（第3期後期）の策定について
 - 5 その他
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第32号 教育長の兼業について
議案第33号 市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について
議案第34号 市川市特別支援教育推進計画（第3期後期）の策定について
 - 2 その他(1) 部活動地域展開の今後の方針・方策について
- 5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介
委員	駒	久美子
- 6 欠席者

委員

大高 究

7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉 貴志
生涯学習部長	板垣 道佳
生涯学習部次長	六郷 真紀子
学校教育部長	藤井 義康
学校教育部次長	池田 淳一
学校教育部次長	小島 信也
教育総務課長	益子 隆史
教育施設課長	竹林 英介
青少年育成課長	舘野 裕之
社会教育課長	渡邊 雅直
中央図書館長	米田 有貴子
考古博物館長	小笠原 勝海
義務教育課長	小林 義行
学校安全安心対策担当室長	大熊 和男
学校環境調整課長	三浦 将之
指導課長	関原 一久
就学支援課長	生澤 治
保健体育課長	清水 秀峰
学校地域連携推進課長	榎本 弘美
教育センター所長	横田 礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原 みゆき
//	副主幹	新田 伸子
//	副主幹	稲葉 京子
//	主 査	福井 輝

○教育長

ただ今から、令和7年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、その他1件でございます。日程に従い議事を進めます。まず、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、広瀬由紀委員、駒久美子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続きまして、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長においては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。それでは、まず議案第32号「教育長の兼業について」を議題といたしますが、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の自己の一身上に関する事件に該当するため、私は一旦退席いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

(教育長 退室)

○山元幸恵委員

それでは、議事を再開いたします。議案第32号「教育長の兼業について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の1ページ、2ページをご覧ください。この度、令和7年2月12日付けの文書にて、公益財団法人教科書研究センターから勝山教育長に対し、「センター通信」第135号への原稿執筆の依頼がございました。執筆したセンター通信は、令和7年4月20日に発行される予定であり、謝金は400字にあたり2,500円となっております。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項により、教育長の兼業につきましては、教育委員会の許可が必要とされていることから、本日、お諮りするものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、教育長に入室していただきます。

(教育長 入室)

○山元幸恵委員

ただ今審議が終わり、議案第 32 号「教育長の兼業について」を原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 33 号「市川市立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校管理規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

義務教育課長です。議案の 3 ページをご覧ください。本案件は、特別支援学校に県費負担職員の事務長を置くこととしておりましたが、事務長の職にある職員が定年により減少する一方で、新たに事務長の職に昇任する職員については、見通しが立たない状況が生じております。このような状況を踏まえ、特別支援学校における事務長の配置について、例外が認められる規定に整備するため、本規則の一部を改正するものであります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。広瀬委員。

○広瀬由紀委員

事情は把握できましたが、事務長が今やっている仕事は、特別支援学校の中でどなたが担われるのでしょうか。

○義務教育課長

事務長が行っている庶務の部分に関しましては、主査が担当することになります。事務内容に関しましては、義務教育課の方で把握したうえで、きちんと担当していきたいと思っております。その部分においてもフォロー体制を敷いていきたいと思っております。

○山元幸恵委員

定数としては充足するが、事務長職の人を置ききれないという認識でよろしいですね。その部分については、義務教育課がフォローしながら、主査等が実施していくという理解でよろしいでしょうか。

○義務教育課長

はい。

○山元幸恵委員

これ以上、質疑はないようですので、議案第 33 号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第 34 号「市川市特別支援教育推進計画（第 3 期後期）の策定について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

指導課長です。議案 7 ページをお願いします。はじめに、計画案の 10 ページ「市川市特別支援教育推進計画」全体像をご覧ください。「市川市特別支援教育推進計画」は、「市川市教育振興基本計画」の部分計画として、特別支援教育の目指す方向性を示し、その具体的取組について示すために、平成 24 年に第 1 期計画、平成 29 年に第 2 期、令和 4 年に第 3 期計画を策定いたしました。基本計画の期間は 5 年間でございますが、実施計画の部分のみ、3 年目に見直し、後期計画を策定することとなっております。今回の見直しでは、国や県において特別支援教育の施策に、大きな変更がないことから、引き続き 4 つの方針と 8 つの方策のもと進めてまいりたいと考えております。12 ページをご覧ください。(1)具体的な取組と成果を○（白の丸印）で、課題についてを●（黒の丸印）で記載いたしました。方針 1「学校全体で行う特別支援教育の視点を生かした適切な指導・支援」につきましては、ICT を活用した授業実践や活用事例を研修会等で紹介するとともに、市川スマイルプランや個別の指導計画の活用と円滑な作成ができるよう、様式の見直し等も実施してまいりました。また、近年、医療的ケア対象児が増えており、医療的ケアの内容も多岐にわたります。医療的ケアを学校で安全・円滑に実施できるように、学校における医療的ケア実施の手引きと血糖値測定とその後の処理についてを手引きの別冊としてまとめ、学校勤務の看護職員や関係の小中学校に周知いたしました。課題といたしましては、市川スマイルプランの活用でございます。そのため、今年度、様式を見直すとともに、記入の際に参考にできる、困難さに応じた指導・支援の手立て一覧を作成しました。スマイルプラン作成にかかる負担軽減になるものと考えております。今後より一層の活用とスムーズな引継ぎができるよう、周知してまいります。続きまして、方針 2「教育的ニーズに対応した多様な教育の場による指導の充実」につきましては、初めて特別支援学級の担

任になった教員が 4 月の新学期準備や一年間の見通しを持つことができるように市川市版特別支援学級ハンドブックを作成しました。また、地域や保護者のニーズを把握しながら、多様な学びの場として、特別支援学級、通級指導教室を計画的に設置しているところです。課題といたしましては、新設の学級・教室が増える中、経験を有する教職員や専門スタッフが少なく、指導の充実という面では十分とは言えない状況がございます。特別支援教育免許状の取得を推進するとともに、教職員の専門性の向上・育成が必要であると考えております。次に 13 ページをご覧ください。方針 3「関係機関と連携した相談・支援体制の整備」につきましては、適切な学びの場を考える就学指導ガイドラインを作成し、学校の適切な相談・支援の対応と関係機関との連携について周知いたしました。また、年長の保護者向けに小学校の特別支援学級等の入学説明会を実施し、就学前の保護者向けに市川スマイルプランの説明資料を発達センターに協力していただいて、配付いたしました。小学校 5 年生の保護者向けには、中学校の特別支援学級等の入級説明会を実施しております。さらに、年 2 回の市川市特別支援連携協議会で、学校・福祉・医療・家庭・関係機関の情報共有を実施し、連携を図るとともに、市川市自立支援協議会こども部会やこどもの居場所づくりに関する連絡会議等、関係機関が実施している会議に参加し、連携に努めています。方針 4「特別支援教育についての理解・啓発」につきましては、令和 6 年 1 月に第 26 回市川市特別支援教育振興大会を開催し、保護者、市民へ啓発活動を行いました。これらを受け、13 ページの(2)に第 3 期後期の重点的な取組を示しております。1、市川スマイルプランの活用として、合理的配慮の記入例や各校の事例を共有する等をして定着を図っていく。2、市川スマイルプラン及び個別の指導計画の活用について特別支援教育コーディネーター研修会や校内研修会で説明し、学校間での引継ぎや円滑な接続と、一貫した支援を推進する。3、特別支援学級・通級指導教室の新任担当者向けの研修会を実施したり、特別支援学級担当者ハンドブックの活用を周知したりして専門性の向上を目指していく。4、困難さに応じた指導・支援の手立て一覧の活用方法を周知し、配慮の必要な児童生徒への手立てがより具体的なものとなるよう努める。以上 4 点を重点的に取り組み、特別支援教育をさらに推進してまいります。14 ページ以降に、各方針、方策の具体的な取組が書かれていますが、この内容につきましては、大きな変更はございません。実施計画や評価において一部修正をしております。14 ページ 1-①、1-②、15 ページ 2-②、20 ページ 6-③の学校訪問ですが、名称が合同訪問と今年度から変更がありましたので、修正しております。戻りまして、14 ページ、リーフレットの活用状況（アンケート）につきましては、今後も周知をしてまいります。現在アンケートは行っていないため削除しております。同じく 14 ページ、ICT を

活用した授業の推進についての評価につきまして、年度末アンケートと修正いたします。続きまして、15 ページをご覧ください。2-③、外部人材の活用の推進につきましては、現在、須和田の丘支援学校に言語聴覚士が配置されていないため、削除いたします。16 ページをご覧ください。3-②、市川スマイルプランや個別の指導計画の作成と活用の推進について、今年度作成しました、困難さに応じた指導・支援の手立て一覧の周知と活用の推進を追加いたします。18 ページをご覧ください。4-(2)-②、校内リソースとしての通級指導教室・特別支援学級の活用推進と課題の明確化につきましては、本市は、令和7年4月から自閉症・情緒障害及びLD、ADHD 通級指導教室の名称を発達障がいに変更することから、通級指導教室（発達）と修正しております。21 ページをご覧ください。令和4年度より市川市では、個別の指導計画を市川スマイルプランの様式の一つとし、市川スマイルプランに毎年綴じこむことで、引継ぎをスムーズに行うことができるようにいたしました。そこで、文言を修正しております。以上が、修正点でございます。今回、策定されましたらリーフレットを作成し、具体的な取組について、特別支援教育コーディネーターだけでなく、校長会、教頭会でも周知し、学校全体で取り組むよう呼びかけてまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。広瀬委員、どうぞ。

○広瀬由紀委員

確認させていただきたいことが1点ございます。具体的な取組のわかる授業づくりという部分についてです。わかる授業とは何をわかると、委員会では捉えているのでしょうか。知識・技能だけだと、わかる、わからないという二元論が生じてしまい、わからない授業をすることに対する否定的な考えやわからない子どもに対して否定的なまなざしが向けられることが危惧されます。そうした意味ではないとは思いますが、見解を伺います。

○指導課長

それぞれお子様によっても、身に付けていく力は多岐にわたるため、きめ細かく、わかるということについて、教員がしっかりと捉えていきたいと考えています。

○広瀬由紀委員

知識・技能だけでなく、学び方を教える、わからない時に先生に伺うことを知るなども含まれてくると思いました。わかると書いてしまうと、どうしても対角線上にわからないが来てしまいます。わからないに対して、どう取り組むかが、今の教育の中では重要なところだと思っており、そこが否定されないといいなと思っています。そのため、各学校長には、わからないということが否

定されるものではない、というところも含め、お伝えいただきたいと思います。

○山元幸恵委員

ありがとうございました。個に応じた、その子にとって豊かな成長につながる
ことが、わかる授業という意味で捉えてほしいということだと思うので、是非、
そう考えていってほしいと思います。他にございますでしょうか。では、
私の方から 1 点ございます。特別支援教育が学校の中で、特別支援学級ある
いは通級の担当者だけに任されて、学校の体制として組み込まれない、そうし
た意識があまり持たれない、といった弊害がどうしても生じやすいという部
分があるかと思えます。その点について、管理職である校長先生や教頭先生の
意識が非常に大切だと思います。校長会などで啓発していくとありましたが、
是非、しっかり考えていただくよう指導課長からご指導していただきたいと
いう要望でございます。他にはよろしいですか。それでは、これ以上質疑はな
いようですので、議案第 34 号を採決いたします。本案を原案のとおり決する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、
その他に入ります。その他(1)「部活動地域展開の今後の方針・方策について」
を説明してください。

○保健体育課長

保健体育課長です。昨年の 11 月に部活動地域移行について説明いたしまし
たが、いくつか変更がございますので、再度説明いたします。変更の主な理
由として、国が、12 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関す
る実行会議」中間とりまとめを示したことがございます。このとりまとめで
は、「地域展開」への名称変更及び令和 7 年度までの「改革推進期間」に加え
て令和 8 年度から 6 年間、新たに「改革実行期間」が設定されました。以上
の内容を踏まえ、今後の方針・方策を改めて整理いたしました。保健体育課
資料「1. 地域展開の基本理念」をご覧ください。これは本市における地域展
開の理念です。なお、この理念は、先ほどの中間とりまとめや学習指導要
領、これまでの本市の地域移行の方向性をもとに作成しております。一つ目
は、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ文化芸術活動に親しむ機
会を確保、充実するとしました。本市の人口推計では、0 から 14 歳までの人
口は、2025 年では約 5 万 7 千人ですが、2050 年には 1 万人以上の減少を想定
しております。このため、将来にわたり持続可能な地域展開の機会を確保し

ていく必要から示しました。次に二つ目の学校・地域・行政が連携し、環境の整備を図るとしました。地域展開を進めるためには、学校・地域・教育委員会と市長部局との連携は不可欠であり、協力し合って進めることから示しました。三つ目は、スポーツ・芸術活動を通して、お互いを尊重し高めあう活動を行い、子どもたちの心身の健全な成長を支えるとした。こちらは、学習指導要領に学校の部活動は、学校教育の一環として示されていることから設定しました。次に「2. 今後の方針」です。前回、11月の説明と変更した部分を下線で示しました。変更点は、次年度以降の部活動地域移行検討協議会の開催と、休日部活動の完了予定年です。前回は、令和9年度までに休日部活動の地域移行を完了予定と説明しましたが、今回、令和10年度に変更しました。理由は、先ほど説明した国の方針に改革実行期間が示されたことによります。これを踏まえて、市川市の方針として、令和5、6年度の進捗をもとに、令和7年度は全中学校を対象に運動系部活動の地域展開着手、令和8年度以降は文化系も着手し、令和10年度9月を目途に、休日の部活動の地域展開が完了するとした。また、確実に地域展開を進めるために、次年度から総合型地域スポーツクラブやスポーツ協会、小中体連の代表者、学識経験者などを招いて部活動地域移行検討協議会を毎月開催し、受益者負担などの課題を学校・地域の皆様とともに検討していこうと考えております。次に、「3. 令和7年度の地域展開の方策」をご覧ください。こちらの変更点は下線の調整組織です。前回の説明では、調整組織は外部委託としておりましたが、外部委託は令和8年度以降とし、次年度は教育委員会内の事務局が調整を行います。理由は、全市で地域展開する初年度は外部委託ではなく、教育委員会の事務局で課題を整理した後に、外部委託の方がよいとの考えに至ったためです。それでは方策について6つの矢印で示しております。はじめに、矢印①ですが、各学校から専門的な指導ができずに困っている部活など、今後、地域クラブ化を目指す部活動を保健体育課に相談、依頼いただきます。次に矢印②ですが、保健体育課では、市内各種団体と相談しながら生徒と指導者と活動場所を調整したクラブチームを編成し、その後、市内の総合型地域スポーツクラブに受け入れ等の打診を行うとの意味です。次の矢印③ですが、総合型クラブに受け入れてもらったクラブチーム等が休日の活動を指導、支援のもと、進めるとの意味です。次の矢印④は、学校から総合型クラブや各指導者に体育館や運動場など活動場所等の提供をするとの意味です。そして矢印⑤は、スポーツ協会などから派遣される指導者の活動日等の調整依頼があった際、調整組織が学校と調整するとの意味です。なお、最後に矢印⑥ですが、こちらは地域展開に必要な消耗品等の購入など、要望に対して適宜支援を調整組織が行うとの意味です。以上の方策で、地域

展開を来年度より進めてまいります。以上が部活動地域展開の今後の方針・方策となります。ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。まだまだ煮詰まらない点が多々あると思います。主体的に学校がどこまで関わるのかなど、今後国の方針に従って変わってくるかと思いますので、随時経緯をこの場にご説明いただけると幸いです。その他、特にないようですので、その他(1)を終了いたします。本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他、教育委員の皆様から、ご意見、ご要望がありましたら承ります。これをもちまして、令和7年3月定例教育委員会を閉会いたします。